

伊予市生活困窮者自立相談支援等業務委託 評価項目及び評価基準

採点区分	選定基準	配点	(仮)審査員 合計	(仮)最低 基準	
安定性	事業を安定して行う人的能力及び物的能力を有していること。	安定した事業運営を行える経営基盤を有しているか。	5	/150	75以上
		必要な職員の採用や確保の方策は適切になされているか。	5		
		職員の指導育成や研修体制について適切に計画されているか。(定期的な研修会等の開催など)	5		
		業務に関連する専門的な知識を有する経験者又は資格保有者が配置されているか。	5		
		他の実績等を鑑み、本委託業務の遂行能力を有しているか。	5		
		様々な障害、事故、災害などの緊急時の対応について適切な体制が整備されているか。	5		
効果・効率性	企画提案書の内容が事業の効用(業務内容)を最大限発揮させ、かつ効率的な実施を図るものであること。	自主事業などによる、生活困窮者等に対する谷間のない包括的な支援の取組みの提案は期待できるか。	5	/150	75以上
		生活困窮者等に対する支援(スクリーニング、アセスメントの実施、支援計画の策定、支援の内容)の提案は、独自性に優れており、実効性が期待できるか。	5		
		生活困窮者把握(アウトリーチ等の実施)取組みの提案は、実効性が期待できるか。	5		
		関係団体や地域の支援団体との連携、ネットワークづくりの取組みの提案は期待できるか。	5		
		多様な就労及び就労体験先の開拓等の取組みの提案は、優れており実効性が期待できるか。	3		
		家計相談や家計管理等の取組みの提案は、優れた実効性が期待できるか。	2		
		住民等に対する事業の周知等、広く利用の促進を図るための情報発信及び情報収集に関する提案がなされているか。	5		
公平性	住民の平等利用が確保されること。	サービス向上のための適切な取組が提案されているか。(ひきこもりや初めての人も利用しやすい配慮など)	5	/100	50以上
		利用者からの要望、トラブルや苦情処理の対応について適切な取組が提案されているか。(利用者への対応マニュアル・社員教育マニュアル整備など)	5		
		個人情報保護のための適切な措置がなされているか。その他法令の遵守に対する適切な措置がなされているか。	5		
		窓口・受付業務の体制や利用者への対応等について、適切に平等利用が確保されるための提案がされているか。	5		
		総合計画及びしあわせのまちづくり計画等の達成に向けて、具体的な提案がなされているか。	5		
貢献性	総合計画及びしあわせのまちづくり計画等の達成に向けた提案及び市との協働が図られるものであること。	市との協働が図られているか。	5	/100	50以上
		市の業務委託を受けるという熱意が感じられるか。	5		
		施設の管理運営に当たって、地域や関係機関、ボランティア等との連携について、具体的な提案がなされているか。	5		
		施設管理運営に当たって、地域や関係機関、ボランティア等との連携について、具体的な提案がなされているか。	5		
合計		100	/500	250以上	

※審査委員1人あたり100点を持ち点とし、100点×審査委員の人数を満点とする。

※最低基準は満点の5割以上とし、なおかつ各採点区分の5割以上とする。